●●● 第2章 地球にやさしい循環型社会の形成 ●●●



廃棄物には、ごみやし尿など主に日常生活に伴って排出される一般廃棄物と、事業活動に伴って排出される産業廃棄物がありますが、その処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により国民、事業者、市町村、県及び国の責務が規定されています。 (表 2-1)

表2-1 廃棄物の処理責務

			廃	棄物				
			一般廃棄物	産業廃棄物				
区		分	産業廃棄物以外の廃棄物(生活系又は事	事業活動に伴って発生する廃棄物のうちで、汚				
			業系のごみ, し尿など)	泥,木くずなど20種類の廃棄物				
			・排出抑制,分別排出の実施,再生品の					
玉		民	利用等廃棄物の減量,適正な処理につ					
			いて地方公共団体の施策へ協力					
事	業	者	自ら排出した廃棄物の処理(処理業者への委託もできる)					
4	*		・適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発					
			一般廃棄物処理計画の策定	・一般廃棄物と併せて産業廃棄物の処理も可能				
			・計画処理区域内における適正処理					
市	町	村	一般廃棄物処理業の許可					
			・廃棄物減量等推進審議会の設置及び廃					
			棄物減量等推進員の委嘱					
都	道府	県	・国民及び事業者の意識の啓発	・産業廃棄物処理業の許可				
刊		218	・市町村への技術的援助	・事業者・処理業者の指導				
	玉		・技術開発の推進,地方公共団体への技術	所的・財政的支援 (アイ) (アイ) (アイ) (アイ) (アイ) (アイ) (アイ) (アイ)				

1 施策の基本的方向

(1) 概要

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会の在り方やライフスタイルを 見直し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を図ることが求められ ています。

このような中、県においては、平成14年3月に策定した「県廃棄物処理計画」(平成18年3月改定、平成23年3月改定)に基づき、循環型社会の形成を図るため、県民、排出事業者、処理業者、市町村(一部事務組合及び広域連合)と一体となって、廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理等を推進するとともに、リサイクル関連施設の整備を促進するほか、県民の方々に循環型社会の形成に向けた普及啓発や情報公開に積極的に取り組むこととしています。

(2) 鹿児島県廃棄物処理計画

近年, 廃棄物の排出量は, 減少傾向にあるものの, 廃棄物の多様化に伴う処理の困難化 や不適正な処理による環境負荷の増大, 最終処分場の残余容量のひっ迫等, なお様々な課題が残されています。

これらの問題を解決し、恵み豊かな環境を次の世代へ引き継いで行くためには、常に持

続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合した取組を進めるとともに、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが必要です。

このため、国においては「廃棄物処理法」の改正や、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第3次循環型社会形成推進基本計画」の策定など、循環型社会の形成に向けての基本的な枠組みを示すとともに、各種リサイクル法の制定や施策実施等の対応が図られてきたところです。

本県においては、これまで「県廃棄物処理計画」(平成14年3月策定、平成18年3月改定)のほか、「県産業廃棄物の処理に関する基本方針」(平成9年12月策定)や「県分別収集促進計画」などを策定し、廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの推進並びに適正処理を推進するための施策を展開してきましたが、前計画策定後、各種リサイクル法の施行に伴う状況の変化や循環型社会の形成、地球温暖化防止に向けた新たな取組など、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化に適切に対応するため、廃棄物処理法の規定に基づき、平成23年3月に県廃棄物処理計画を改定しました。

- 廃棄物処理計画の概要 -

(計画期間)

平成23年度~平成27年度

(基本的な考え方)

- ○一般廃棄物
 - ◆排出抑制,減量化,リサイクルの推進
 - ◆適正処理及び施設整備の推進
 - ◆一般廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進
- ○産業廃棄物
 - ◆排出事業者処理責任の原則の徹底
 - ◆産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進
 - ◆産業廃棄物処理施設の整備推進
 - ◆産業廃棄物の適正処理の推進
 - ◆産業廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進

2 施策

(1) 一般廃棄物

① 容器包装リサイクルの取組

容器包装のリサイクルについては,容器包装リサイクル法に基づき,県内の全ての 市町村が分別収集計画を策定し,分別収集に取り組んでいます。

県内市町村の平成26年度分別収集実績では、容器リサイクル法に規定する10品目 (瓶類、缶類、プラスチック類など)のうち、一市町村当たり約8.5品目の分別収集を 実施しています。(表 2 - 2)

今後は、容器包装廃棄物の一層の排出抑制や質の高い分別収集、分別品目数の増加 への取組が求められています。

② ごみ減量化・リサイクル推進協議会

県内の生活学校運動連絡会や地域女性団体連絡協議会をはじめ商工会議所や商工会連合会、スーパーストア代表、百貨店代表、(一社)日本フランチャイズチェーン協会、行政等の代表者を構成メンバーとする「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「ごみ減量等推進研修会」を開催したほか、ごみの減量化に向けた取組を推進するため、「九州まちの修理屋さん」事業に九州7県共同で取り組むとともに、レジ袋の削減等に取り組む鹿児島県マイバッグキャンペーン」(10月1日~31日)を実施するなど、県民の方々の意識啓発に努めました。

③ 家電リサイクルの促進

家電リサイクル法に基づき、家電4品目(エアコン、テレビ(プラズマ、液晶を含む)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の円滑なリサイクルを促進するため、パンフレット等による制度の普及啓発に努めました。離島地域における運搬費用の負担軽減を図るための「離島対策事業協力」制度は、平成26年度は13市町村が活用しています。

④ 自動車リサイクルの促進

自動車リサイクル法に基づき、廃棄される自動車の円滑なリサイクルを促進するため、自動車解体業者等の関連事業者に対する指導や、パンフレット等による制度の普及啓発を行いました。離島地域における廃自動車の運搬費用の負担軽減を図るための「離島対策支援事業」は、平成26年度は20市町村が活用しています。

⑤ リサイクル関連施設の整備

国の廃棄物処理施設整備計画等に基づき,平成23年度は次の市町村等においてリサイクル関連施設の整備が行われています。

- ・リサイクルセンター 種子島地区広域事務組合 (H21~H23)
- ・ストックヤード 鹿児島市 (H21~H23) 霧島市 (H21~H23)

表 2 - 2 平成26年度分別収集実績 (単位:トン)

22 2 1/2/20	一段刀刃从未入	(十)	. 1 ~ /
			(参考)
区分	平成26年度	平成26年度	平成25年度
	収集実績量	再商品化処理量	再商品化処理量
無色のガラス	2849. 47	2679. 17	2, 931. 94
茶色のガラス	4423. 22	4263. 50	4, 816. 18
その他のガラス	1357. 84	1323. 09	1, 220. 08
ペットボトル	3364. 72	3271. 63	3, 544. 04
紙 製 容 器	1415. 62	1371. 01	1, 404. 48
プラ製容器	7078. 11	6769. 21	6, 856. 90
(うち白色トレイ)	(68. 20)	(66. 09)	(64. 65)
鋼製容器	2514. 11	2506. 38	2, 977. 20
アルミ製容器	1978. 56	1984. 72	2, 100. 29
飲料用紙製容器	157. 95	164. 14	168. 95
ダンボール	7909. 91	7930. 69	8, 250. 69

(2) 産業廃棄物

- ① 多量排出事業者に対する処理計画作成の指導 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対し、産業廃棄物の減量化やリサイクルその他 の処理に関する計画の作成を指導しました。
- ② 産業廃棄物の適正処理等についての普及啓発

産業廃棄物は生産活動や社会資本の整備などに伴って排出されることから、関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理に関する講習会に講師を派遣するなど、産業廃棄物の 適正処理や管理型最終処分場の必要性などについて処理業者などの理解を深めました。

③ 産業廃棄物税を活用した支援等

産業廃棄物の排出抑制,減量化,再生利用その他適正な処理の促進を図るため,平成 17年4月から導入された産業廃棄物税を活用し,廃棄物の排出抑制・リサイクルの取組 などへの支援等を行いました。

鹿児島県産業廃棄物税条例の概要

1 目的

循環型社会の形成に向け,産業廃棄物の排出の抑制,減量化,再生利用その他 適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる。

2 納税義務者

県内の焼却施設及び最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者及び中間処理業者

3 課税客体

県内の焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入

4 課税標準

県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

5 税率

焼却施設への搬入 800円/トン 最終処分場への搬入 1,000円/トン

6 税収の使途

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制,減量化,再生利用その他 適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる。

④ 産業廃棄物の不法投棄等の防止対策

産業廃棄物処理業者及び排出する事業者の立入検査を実施し、不法投棄や不法焼却等を 発見した場合は、原状回復及び適正処理の指導及び焼却禁止等の指導を行いました。

第2節 廃棄物の適正処理の推進

1 一般廃棄物の現状と対策

(1) 現状

① ごみ処理

ごみ処理は、収集・運搬、中間処理及び最終処分のプロセスからなり、排出されたごみを資源化・再利用により減量化した上で、環境保全上支障が生じないよう衛生的に処理することを基本に行われています。減量化、無害化、安全化等を図るためのプロセスを中間処理(破砕、圧縮、焼却等)といい、廃棄物を最終的に処分するプロセスを最終処分といいます。

平成25年度における県内のごみの排出総量は581,396tであり、市町村の直営、委託及び許可業者等により収集している516,878tと、事業所等から直接搬入される60,451tが市町村の焼却施設、埋立処分地等で処理又は処分されています。

また、事業活動に伴って生じるごみについては、事業者自ら処理することを求めている市町村が大部分ですが、一部の市町村では許可業者によって収集されたこれらのごみの処理を行っています。

平成26年3月末現在,ごみ焼却処理施設は36施設,それ以外の中間処理施設は22施設, 浸出液処理設備等を有する最終処分場については29施設が整備されています。

(表 2 - 3, 資料編 2 - (1), (2))

表2-3 ごみ処理状況

	年	度		21		22	2	23	3	24	1	25	
計	画	処	理		人		人		人		人		人
区	域内	人口(1	1, 7	32, 895	1,	725, 942	1,	717, 083	1,	710, 685	1,	701, 475
	計画	収集量	畫	5	513, 271		513, 680		521, 771		518, 445		516, 878
み	直接	搬入量	量		59, 961		64, 774		62, 428		63, 150		60, 451
排 t	集団	回収量	量		4,842		4,601		4, 286		4, 799		4, 067
出/		計②		E	578, 074		583, 055		588, 485		586, 394		581, 396
量年		fT4		ا	770, 074		565, 055		500, 405	000, 394			561, 590
処	焼		却	442, 944	76. 6	450, 024	77. 2	450, 627	76. 6	452, 795	77. 2	451, 838	77.7
	埋		<u> </u>	16, 266	2.8	15, 266	2.6	16, 756	2.8	14, 835	2.5	15, 003	2.6
理t	堆	肥	化	12, 343	2. 1	12, 487	2. 1	13, 570	2.3	12, 611	2. 2	14, 254	2. 4
/	そ	\mathcal{O}	他	95, 169	16. 5	97, 712	16.8	95, 958	16.3	95, 282	16. 2	95, 032	16. 3
量年		計		566, 722	98.0	575, 489	98.7	576, 911	98.0	575, 523	98. 1	576, 127	99. 1
1人1	日当	たり排	出										
量	(g/)	人・日)		914		926		936		939		936

資料:一般廃棄物処理事業実態調査

1人1日当たり排出量= (②/①/365日×1,000,000)

② し尿処理

ア し尿処理

し尿処理は、図2-1のようなシステムで行われています。

平成25年度における県内のし尿処理量(公共下水道で処理されるし尿を除く。)は724,101kL/年であり、このうち707,350kL/年(97.7%)を市町村が処理しています。

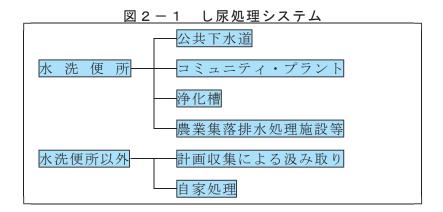
一般廃棄物の収集,運搬及び処分は,法令上,市町村の直営又は委託により行うことが原則とされていますが,し尿の収集は,大部分が許可業者により行われています。 し尿を衛生的に処理するために,公共下水道の整備が進められていますが,平成25

に尿を衛生的に処理するために、公共下水道の整備が進められていますが、平成25年度末の普及率が40.7%(全国77.0%)であることから、汲み取りし尿や浄化槽汚泥を処理するし尿処理施設は依然として重要な地位を占めています。

また、水洗化志向の高まりに伴って浄化槽の普及が著しく、公共下水道の普及とあいまって、汲み取りし尿は減少し、浄化槽汚泥の収集量が増加してきています。

収集されたし尿の大部分(713,115kL/年)は、し尿処理施設で処理されていますが、農地還元等も行われています。

(表 2 - 4, 資料編 2 - (3)(4))



イ 浄化槽

(ア) 浄化槽の設置基数

浄化槽の設置基数は、昭和50年頃、約2万基であったものが年々増加しており、 平成26年度は6,460基が設置され、平成26年度末で、約28万基になっています。

また、生活雑排水とし尿を併せて処理する合併処理浄化槽については、浄化槽法の改正に伴い、平成13年度以降、原則として設置が義務づけられたこともあり、平成26年度末で合併処理浄化槽の数は173,585基(62.3%)となっています。

(表 2-5, 表 2-6)

(イ) 法定検査

浄化槽は、浄化槽法の施行(昭和60年10月1日)に伴い、使用開始後の検査(法第7条)及び定期検査(法第11条)が義務付けられましたが、本県においては、浄化槽法第57条の規定に基づき「公益財団法人鹿児島県環境検査センター」がこの法定検査の検査機関として知事の指定を受け、検査業務を実施しています。

平成26年度の検査結果は、それぞれ表2-7、表2-8のとおりですが、不適正であると判定された主な原因としては、使用開始後の検査では、不適正工事、無管理が、また、定期検査では施設の老朽化、構造上の欠陥、不十分な維持管理等があげられます。

なお、定期検査結果の推移を表2-9に示しました。

表2-4 し尿処理状況

	役と キ じが処理状況											
年	1	度	21		22		23		24		25	
計	Ī	斯 処 理		人		人		人		人		人
区	域	内人口	1, 73	32, 895	1, 72	25, 942	1, 71	7,083	1, 7	10,085	1, 7	01, 475
計	羋	し尿処理施設	739, 623	97.4	725, 186	96.9	709, 238	97.3	713, 115	97.4	707, 350	97.7
画	画	海洋投入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処し	処	農地還元	13, 323	1.8	15, 668	2. 1	12,979	1.8	14, 617	2.0	12, 381	1.7
理尿	理	その他	5, 465	0.7	4, 939	0.7	4,650	0.6	4, 200	0.6	4,037	0.5
区処	量	計	758, 411	99.9	745, 793	99.7	726, 867	99.7	731, 932	99.9	723, 878	99.9
域理		自家処理量	823	0.1	2, 415	0.3	1,939	0.3	363	0.1	333	0.1
内量		計 (kL)	759, 234	100.0	748, 208	100.0	728, 806	100.0	732, 295	100.0	724, 101	100.0
	2	公共下水道		人		人		人		人		人
水	,	人口	63	38, 101	63	6, 289	64	13, 260	6	49, 671	6	53, 717
洗			77	70,055	77	8, 961	78	33, 912	7	98, 309	8	09, 085
化	Ý	争化槽人口	(6	6, 695)	(8	3, 138)	(6	6, 492)	(8, 569)	(8, 655)
		計	1, 40	08, 156	1, 41	5, 250	1, 42	27, 172	1, 4	47, 980	1, 4	71, 457
非	計	十画収集人口	32	23, 761	30	7, 442	28	37, 506	2	62, 404	2	29, 737
水洗	É	自家処理人口		978		3, 250		2, 405		301		281
化		計	32	24, 739	31	0,692	28	39, 911	2	62, 705	2	30,018

(注) し尿総量=汲み取りし尿量+浄化槽汚泥量

浄化槽人口欄の()は、コミュニティプラント人口の内書きを示す し尿の海洋投棄は、平成19年2月以降禁止されている。

表2-5 浄化槽設置基数の推移

年 度	基数	年 度	基 数	年 度	基数
S 51	27, 101	H 1	119, 219	14	249, 407
52	32, 972	2	127, 995	15	254, 554
53	40, 515	3	137, 104	16	259, 204
54	48, 085	4	147, 603	17	266, 969
55	55, 693	5	158, 605	18	271, 732
56	63, 318	6	170, 188	19	271, 080
57	70, 445	7	181, 851	20	275, 348
58	78, 004	8	194, 087	21	271, 500
59	80, 976	9	206, 250	22	269, 255
60	88, 669	10	211, 890	23	267, 244
61	95, 680	11	228, 865	24	269, 608
62	104, 045	12	231, 865	25	274, 301
63	111, 343	13	240, 696	26	278, 796

表2-6 浄化槽の人槽別設置基数 (平成26年度)

人 槽区分	~20	21~100	101~200	201~500	501~3000	3001~	<u></u>
単独処理浄化槽	95, 764	8, 852	415	178	2	0	105, 211
合併処理浄化槽	164, 983	6, 399	1,028	900	265	10	173, 585

表 2 - 7 浄化槽の使用開始検査状況 (平成26年度)

	海川 井	検 査	検査結果							
人槽	浄化槽の	実施数	適	適正		適正	不適正			
7	種 別	月	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)		
5∼ 10	合併	6, 932	6, 567	94. 7	215	3. 1	150	2. 2		
11~ 20	合併	108	102	94. 4	4	3. 7	2	1.9		
21~ 50	合併	235	213	90. 6	12	5. 1	10	4. 3		
51~200	合併	41	36	87.8	2	4. 9	3	7.3		
201~500	合併	23	20	87. 0	3	13. 0	0	0.0		
501~	合併	2	1	50.0	1	50.0	0	0.0		
合 計	合併	7, 341	6, 939	94. 5	237	3. 2	165	2. 2		

表2-8 浄化槽の定期検査状況(平成26年度)

	海ル構の	検 査		検査結果							
人槽	浄化槽の	実施数	滴下 滴下		概ね適正		不適正				
	種別	大旭奴	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)			
5	単独	23, 579	21, 538	91. 3	823	3. 5	1, 218	5. 2			
~20	合併	52, 980	49, 129	92. 7	2, 482	4. 7	1, 369	2. 6			
21	単独	5, 838	5, 415	92.8	257	4. 4	166	2.6			
~100	合併	5, 115	4, 778	93. 4	232	4. 5	105	2. 1			
101	単独	438	399	91. 1	24	5. 5	15	3.4			
~500	合併	1,603	1, 463	91. 3	103	6. 4	37	2. 3			
501~	単独	1	1	100.0	0	0.0	0	0.0			
	合併	244	223	91. 4	18	7.4	3	1.2			
	単独	29, 856	27, 353	91. 6	1, 104	3. 7	1, 399	4. 7			
合 計	合併	59, 942	55, 593	92. 7	2, 835	4. 7	1, 514	2. 5			

表 2 - 9 浄化槽の定期検査状況

12 -	- ,, ,							
判定								
	適	正	概ね	適正	不通	直正	言	+
年度	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
61	6, 007	76. 7	913	11.7	912	11.6	7, 832	100.0
62	6, 068	75. 5	966	12.0	1,002	12.5	8, 036	100.0
63	6, 619	74. 1	1, 128	12.6	1, 185	13.3	8, 932	100.0
H 1	6, 744	73.6	1,079	11.8	1, 333	14.6	9, 156	100.0
2	7, 163	74. 1	1, 190	12.3	1, 306	13.5	9, 659	100.0
3	7,623	75. 2	1,065	10.5	1, 445	14.3	10, 133	100.0
4	8, 598	79.4	953	8.8	1, 274	11.8	10,825	100.0
5	9, 178	80.5	911	8.0	1, 307	11.9	11, 396	100.0
6	9,818	80.9	919	7. 5	1, 391	11.4	12, 128	100.0
7	10,620	82.5	918	7. 1	1, 321	10.2	12, 859	100.0
8	11, 239	83.2	920	6.8	1, 350	10.0	13, 509	100.0
9	11, 792	84.0	829	5.9	1, 422	10.1	14, 043	100.0
10	12, 398	84.6	842	5.7	1, 424	9.7	14, 664	100.0
11	13, 052	85.0	815	5.3	1, 489	9.7	15, 356	100.0
12	13, 547	85.7	814	5.2	1, 440	9.1	15, 801	100.0
13	14, 102	87.2	795	4.9	1, 275	7.9	16, 172	100.0
14	14, 734	86.4	871	5. 1	1, 443	8.5	17, 048	100.0
15	17, 785	87.8	831	4. 1	1,638	8.0	20, 254	100.0
16	19, 251	88.8	809	3.7	1,621	7.5	21, 681	100.0
17	24, 236	89.3	1,529	5.6	1, 380	5. 1	27, 145	100.0
18	31, 867	90.4	1, 744	4.9	1,640	4.7	35, 251	100.0
19	39, 907	92. 5	1,656	3.8	1, 598	3. 7	43, 161	100.0
20	52, 138	93. 7	1,674	3.0	1,826	3. 3	55, 638	100.0
21	70, 869	94.0	2, 445	3. 2	2, 117	2.8	75, 431	100.0
22	69, 265	92.8	3, 109	4. 2	2, 261	3.0	74, 635	100.0
23	66,068	92.0	2, 936	4.1	2, 792	3.9	71, 796	100.0
24	72, 012	93. 2	2, 764	3.6	2, 490	3.2	77, 266	100.0
25	72, 645	93.3	2,692	3.5	2, 561	3.3	77, 898	100.0
26	82, 946	92.4	3, 939	4.4	2, 913	3.2	89, 798	100.0

(ウ) 改善指導等

法定検査で「不適正」と判定された2,913基については、各地域振興局等が立入検 査等を実施し、判定結果に基づく改善指導を行いました。

不適正と判断された浄化槽については、放流水を採取しBODの分析を行い基準値を超えたものについては、文書による指導を行いました。

(工) 浄化槽保守点検業者登録条例

浄化槽法第48条の規定に基づいて「鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例」を制 定し、昭和61年4月1日から施行しています。

平成26年度末現在,75業者が登録されています。

(2) 対策

① ごみ処理

ア ごみの広域処理の推進

国においては、平成17年度に循環型社会形成推進交付金制度を創設し、市町村等が、 廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を総合的に推進するため、市町 村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施 設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることとしています。

県においては、平成14年3月に策定した「県廃棄物処理計画」(平成18年3月改定、平成23年3月改定)に基づき、溶融固化を含む高度な焼却施設、リサイクルの拠点となるリサイクルプラザ及び最終処分場など、市町村等における施設の計画的な整備を促進しています。

イ ごみ減量化・リサイクルの推進

国においては、これまで、廃棄物処理施設整備緊急基本法に基づき、昭和38年度から8次にわたり廃棄物処理施設整備計画を策定し、リサイクル関連施設等の計画的な整備を進めてきました。現在は、平成15年6月に公布された改正廃棄物処理法に、新たに廃棄物処理施設整備計画に係る規定が設けられたことに伴い、平成20年3月に、平成20年度~平成24年度を計画期間とし、計画期間中の事業実施目標等を定めた新たな整備計画を定め、この計画に基づいて、リサイクル関連施設等の整備を推進しています。

また、平成9年6月に公布された改正廃棄物処理法でも廃棄物の適正な処理の確保とともに減量化・リサイクルがその重点事項となっており、さらに、平成12年4月に容器包装リサイクル法が、平成13年4月に家電リサイクル法が、平成17年1月に自動車リサイクル法が、平成25年4月に小型家電リサイクル法が完全施行されています。ごみ減量化・リサイクル対策は、県民、事業者、行政が一体となって取り組まなければならない課題であり、県廃棄物処理計画に基づき、ごみの減量化・リサイクルを一層推進する必要があります。

② し尿処理

県民の日常生活に伴って生ずる生活排水については、全量処理施設での処理を図るため、施設の整備及び広域的な処理体制の確立に努めることとしています。

また、平成9年度からし尿とともに生ごみをリサイクルする汚泥再生処理センターが 国庫補助対象となったことから、適正処理に加えリサイクルを促進することとしていま す。

一方,県民の水洗化志向は根強いものがあり,今後とも浄化槽の設置基数は年々増加 していくものと予想されます。

浄化槽は、製造、施工、保守点検、清掃、使用が適正に行われていてこそ、その機能 を発揮するものであることから、設置者、施工業者、維持管理業者等に対する意識の啓 発が不可欠です。

こうしたことから、関係団体等との連携を図り、生活排水対策セミナーなどの講習会 を定期的に実施するとともに、法定検査の励行並びに立入調査等を通じた維持管理指導 に努めることとしています。

また、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理計画に、生活排水処理計画を盛り込むことが市町村に義務付けられており、引き続き、生活排水処理の有効な施設である合併処理浄化槽の整備を一層推進する必要があります。

2 産業廃棄物の現状と対策

(1) 現状

① 産業廃棄物の発生状況

平成22年度の県内における産業廃棄物の発生量は、8,504千トンと推計されます。

業種別の排出状況は、表 2-10に示すとおり、農業系廃棄物が約6,024千トンで最も多く、次いで製造業系975千トン、建設業系882千トンと続き、以下、鉱業、サービス業の順となっています。種類別の排出量は、表 2-11に示すとおり、動物のふん尿が6,013千トンで最も多く、次いでがれき類735千トン、汚泥706千トンと続き、以下、廃酸(焼酎粕など)、動植物性残さ、木くずの順となっています。

② 産業廃棄物の処理状況

動物のふん尿については、そのほとんどが肥料として利用されており、農業を除く汚泥やがれき類等については、中間処理によって約1,653千トンが減量化され、直接又は中間処理された後、再利用されるものが約4,359千トンとなっています。

③ 産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物の処理施設としては、産業廃棄物の減量化、安定化、無害化等を行うための中間処理施設と産業廃棄物の最終処分場などがあり、県内の施設の設置状況は表2-12に示すとおりであり、中間処理施設が452か所、最終処分場が31か所となっています。

中間処理施設では、木くず又はがれき類の破砕施設が290か所と最も多く、全中間処理施設の半数以上を占め、次いで汚泥の脱水施設が75か所となっています。

また、最終処分場ではがれき類など安定5品目を処分する安定型最終処分場が29か所とそのほとんどを占め、汚泥等を処分する管理型最終処分場は2か所となっています。

表 2 - 10 産業廃棄物の業種別排出量(推計) (単位:千トン)

年 度種 類	平成13年度	平成17年度	平成22年度
農 業 鉱 業 建 設	5, 683	5, 925	6, 024
鉱業	170	184	104
建 設 業	1, 390	840	882
製 造 業	1, 153	1, 277	975
製 造 業運 輸 ・ 通 信 業	4	7	3
電気・ガス・水道業	16	17	9
サービス業	44	70	12
そ の 他	611	447	496
合 計	9, 071	8, 767	8, 504

表 2 - 11 産業廃棄物の種類別発生量(推計) (単位:千トン)

年 度種 類	平成13年度	平成17年度	平成22年度					
燃え 殻	7	9	5					
汚	1,029	887	706					
廃	11	16	20					
廃	308	532	360					
魔アルカリ	44	31	11					
		30	53					
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類 ず ず ず ず ず ず ず ず ず ず ず ず ず ず ず ず ず ず	9	6	5					
木	102	114						
繊維くず	0	0	1					
動植物性残さ	390	242	230					
金 属 C ず	33	51	56					
カ、ラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くる		45	47					
が /ハ () , コン /) 「 「 () 及 () 内 () () () () () () () () (147	88	101					
	1, 215	782	735					
16 70	1	0	0					
動物のふん尿	5, 667	5, 915	6, 013					
動物の死体	10	6	6					
その他の産業廃棄物	_	_	2					
特別管理産業廃棄物		13	18					
	9, 071	8, 767	8, 504					

表 2 - 12 産業廃棄物処理施設設置状況 (単位:件)

処理施言		年 度	平成18年度	平成26年度
中	汚 泥 の 乾 汚 泥 の 焼	水 施 設設設設 静施 施 施 施 施 施 施 施 施 施 施 施 施 施 施 권 設設 設 設 設	85 (15) 3 (0) 3 (0) 4 (1)	75 (10) 3 (0) 6 (3) 4 (1)
間処理	廃 油 の 焼 廃酸・廃アルカリ 廃プラスチック類	却 施 設 の中和施設 の破砕施設	3 (0) 12 (2) 13 (2)	5 (3) 8 (1) 30 (6)
施	木くず又はがれき類廃プラスチック類 その他の焼 コンクリート 固	質の破砕施設 の焼却施設 却 施 設 型 化 施 設	246 (48) 11 (8) 22 (6) 1 (0)	290 (57) 8 (5) 17 (7) 1 (0)
	シ ア ン の 分	解 施 設 計	8 (0) 411 (79)	5 (0) 452 (93)
最処分場	安定型最終度理型最終遊要要等	処分場処分場	35 (11) 1 (0) 0 (0)	29 (10) 2 (0) 0 (0)
	小 合	計 計	36 (11) 447 (90)	31(10) 483(103)

()は, 鹿児島市分で内書

④ 産業廃棄物処理業の許可状況

産業廃棄物は、排出事業者の責任において適正に処理しなければなりませんが、自ら 処理できない場合は、知事等の許可を受けた専門の処理業者に委託して処理することが できることとされています。

産業廃棄物の処理業者として知事又は鹿児島市長の許可を有する者(許可の数)は表 2-13,表 2-14のとおりであり、平成26年度末で知事の許可が2,472件、鹿児島市長の許可が330件、合計して2,802件となっています。

許可の種類別にみると、知事許可、鹿児島市長許可とも収集運搬業が圧倒的に多く、合計して2,461件と全許可件数の約90%を占めています。

表 2-13 産業廃棄物処理業の許可状況(1)

(kn	+	=	///
(大口	事許	· 🖂 🛭	77)

年度	平成						
	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
業種							
収 集 運 搬 業	2, 046	2,056	2,030	2, 097	2, 134	2, 175	2, 218
処中間処理のみ	234	231	230	243	241	237	237
分最終処分のみ	8	6	6	7	7	6	6
業中間処理+最終処分	18	18	16	12	10	11	11
計	2, 306	2, 311	2, 282	2359	2, 392	2, 429	2, 472

表 2-14 産業廃棄物処理業の許可状況(2)

(鹿児島市長許可分)

				(ルロノレ		1/1/	
年度	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
業種							
収 集 運 搬 業	1,043	1,068	1,033	692	510	359	243
処中間処理のみ	71	70	67	68	69	68	77
分最終処分のみ	3	2	2	3	4	3	3
業中間処理+最終処分	6	7	7	7	6	7	7
計	1123	1, 147	1, 109	770	589	437	330

(2) 対策

① 鹿児島県産業廃棄物の処理に関する基本方針

社会経済活動の活発化に伴って大量に発生する多種多様な産業廃棄物を県民の理解と信頼を得ながら適正に処理し、良好な生活環境の保全と健全な経済活動の発展を図るため、総合的な産業廃棄物行政推進の指針として、平成9年12月に「鹿児島県産業廃棄物の処理に関する基本方針」を策定しました。

(主な内容)

- ア 産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進
- イ 県内完結型の産業廃棄物処理の推進
 - (ア) 県内処理体制の整備等
 - a 安定型最終処分場の整備促進
 - b 管理型最終処分場の整備推進
 - c 中間処理施設の整備促進
 - d ミニ処分場の適正化
 - e 最終処分を目的とした県外産業廃棄物搬入の抑制
 - (イ) 産業廃棄物処理の適正化
 - (ウ) 排出事業者処理責任の確立
 - (エ) 不法投棄対策の推進
- ウ 普及啓発及び産業廃棄物処理施設に関する情報公開の推進

② 鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱

産業廃棄物処理施設の設置に係る問題等に適切に対処するため、平成3年4月1日に 「鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱」を制定しています。

(指導要綱の規定内容)

- ア 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議の実施
- イ 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議の実施
- ウ 不法投棄対策
- エ 事故時の措置
- オ この指導要綱を遵守しない場合の勧告及び公表

③ 立入調査及び収去試験

金属等(有害物質)を含む産業廃棄物は、環境保全上重大な影響を及ぼすおそれがあることから、最終処分場や焼却施設等については、定期的な立入調査を行った上で処理体制の把握に努めるとともに、それぞれ浸出水や燃え殻等について収去試験を実施しています。

なお、平成26年度の収去試験実施状況は表2-15のとおりです。

表 2-15 収去試験実施状況(平成26年度)

業種等	試料名	検体数	事業所	
産業廃棄物最終処分場	浸透水	18	18	
在未死来初取於 だ 月物	浸出水, 地下水	5	2	
中間処理施設・排出事業者	汚 泥	8	7	
周辺環境影響調査	地下水,井戸等	12	2	
焼却施設ダイオキシン類調査	ばいじん, 燃え殻	16	16	
合 計		59	45	

④ 不法投棄防止対策の強化

廃棄物の不法投棄等(不適正処理)の根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定め、産業廃棄物等の不法投棄防止に対する県民への啓発を図るとともに、関係部局・機関との協調のもと集中的な監視パトロールを実施し、不法投棄の早期発見、早期対応並びに廃棄物の適正処理指導に努めています。

平成26年度においても、県警本部、第十管区海上保安本部、(一社)鹿児島県産業廃棄物協会と合同による不法投棄防止パトロール出発式の実施やラジオCM、新聞広告、ポスター作成、広報番組等の取組を実施しました。

⑤ 啓発活動

産業廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図っていくためには、排出事業者・処理業者のみでなく広く県民の理解と協力を得ることが不可欠であることから、講習会、研修会、広報紙等を通じて産業廃棄物に関する知識の普及に努めています。

⑥ 特定の産業廃棄物対策

ア 家畜排せつ物

本県における産業廃棄物の発生量の約7割を占める家畜排せつ物については、現在、約8割がたい肥化処理や農地還元等により農業利用され、その他は浄化処理等により、おおむね適正に処理されています。

しかし,一方,悪臭や水質汚濁など畜産経営に起因する苦情は依然として散見され, 地域環境と調和した環境保全型畜産を確立する必要があることから,家畜排せつ物の 管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく県計画を策定して,適正処理及び 利用の促進のための取組を行っています。

イ 焼酎粕

本県における焼酎粕の処理対策については、通常の汚水処理施設では対応が難しい こと、発生量が季節的に大きく変動することなどの問題があり、現在、陸上プラント による処理、農地還元、畜産飼料化などの方法で処理されています。

焼酎粕については、有効利用と適正処理の両面から対応策について検討を行い、地域の諸条件に応じた適正な処理がなされるよう県酒造組合を通じて、県内焼酎製造業者に対し依頼しています。

なお、平成26酒造年度(平成26年7月~平成27年6月)では、311千トンの発生量に対して、186千トン(59.7%)が陸上プラント等、64千トン(20.5%)が農地還元、62千トン(19.8%)が飼料の方法で処理されており、平成22酒造年度から海洋投入による処理は0(ゼロ)となっています。

ウ 医療廃棄物

医療廃棄物の処理については、感染性廃棄物処理マニュアル等に基づき、排出事業者に対して、管理体制の充実、分別の徹底、処理処分の適正化、マニフェスト制度の 運用などの指導を行い、適正処理の推進に努めています。

エ PCB (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物

PCBは、昭和43年に発生したカネミ油症事件後その毒性が社会問題化し、昭和47年に製造及び製品への使用が中止となり、その後長期間にわたり処理が行われず、結果として保管が続いている状況にありましたが、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、PCB廃棄物を所有する事業者に対し、保管状況の届出のほか、一定期間内における適正な処分が義務づけられました。

平成16年4月に、国の管理のもとPCB廃棄物の処理を行う機関として「日本環境安全事業株式会社(平成26年12月に「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」へ改組)」が設立され、平成16年から全国5か所でその処理事業が行われています。本県分のPCB廃棄物については、北九州市に整備された広域処理施設において処理が行われているところです。

また、近年、PCBを使用していないとされていた電気機器等の一部から微量のPCBに汚染された絶縁油の存在が明らかとなり、これらが廃棄物(以下「微量PCB廃棄物」という。)となったものが、広域処理施設での処理対象ではないことから、その性状等を踏まえた処理体制について、廃棄物処理法の一部改正等が行われ、現在、認定等を受けた処理施設において処理が行われています。

なお、平成26年度末においてPCB廃棄物は184事業所で、うち微量PCB廃棄物は157事業所で保管されています。

⑦ その他の対策

ア 産業廃棄物の排出抑制,減量化,リサイクルの推進

産業廃棄物は、発生形態が複雑で種類も多種多様であり、排出の抑制や減量化、リ サイクルが進んでいないものもあります。

そのため、産業廃棄物をより一層資源として有効利用し、環境に対する負荷を軽減 するために、産業廃棄物税による税収を活用し、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リ サイクルを推進します。

イ 県外産業廃棄物の搬入抑制

九州各県の排出事業者からの県外産業廃棄物の搬入については、これまでの地域的・経済的つながりを考慮して、知事が特に認めたときに限り搬入を認めることとしていますが、最終処分を目的とした搬入については、地元市町村長の意見を聴いて適切に対応することとしています。

その他の地域の排出事業者からの搬入については、原則として認めないこととしています。

3 公共関与による管理型最終処分場(エコパークかごしま)の整備

薩摩川内市川永野地区において実施した立地可能性等調査の結果を踏まえ、安全性の高い全国でもモデルとなるような施設の建設が可能であると判断し、平成20年9月に同地区を整備地として決定し、平成21年度に基本計画、基本設計を行い、平成22年10月に事業主体である財団法人鹿児島県環境整備公社(平成25年4月に公益財団法人に移行)が、設計・施工業者を決定し、平成23年7月に建設工事に着手しました。

同年1月には、関係3自治会と基本協定や環境保全協定、地域振興策に関する確認書を締結(平成24年1月に、新たに建設に賛同した1自治会を加え、協定等を締結)しました。

また、関係自治会や薩摩川内市民の方々に対しては、管理型処分場について理解をいただくため、施設の整備状況などについて、意見交換会の開催、環境整備公社だよりの配布や建設現場の視察などを実施し、管理型処分場の安全性等について啓発に努めています。

そのような中、管理型最終処分場「エコパークかごしま」は平成26年12月に竣工し、平成27年1月に開業しました。

今後も,運営主体である公益財団法人鹿児島県環境整備公社と一体となって万全な維持管理体制のもとで,安心・安全を第一とした施設の運営がなされるよう努めていきます。